

錠の保管を厳重に

今年の納税がはじまります

便利な振替納税制度のご利用をおすすめします

前年度に統いて、昭和四十九年度も時限特例で、固定資産税の第一期の納税が

四月から五月に変更になりましたことは、前月号でお知らせしたとおりです。

定資産税の第一期の納税がお届けします。

今年もまた期限内納税にお届けします。

たばこは村内で買いましょう

昭和49年度保育料徴収金基準額表

◇常設保育所◇

(1) 徴収金基準額表

階区	層分	定義	徴収金基準額(月額)
		3才児以上	3才未満児
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
B 階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第1 前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯 2,400円	2,900円
	第2 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯 2,800円	3,200円	
	第3 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯 3,200円	3,700円	
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	第1 前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯 3,600円	4,600円
	第2 前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯 4,100円	5,000円	
	第3 前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯 4,500円	5,500円	
	第4 前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯 5,200円	6,300円	
	第5 前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯 6,100円	7,500円	
	第6 前年分の所得税課税額が120,000円以上である世帯 7,000円	9,000円	

(2) 固定資産税額による階層認定基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C ₂ 階層
C ₂ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C ₃ 階層
C ₃ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D ₁ 階層
D ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D ₂ 階層

(3) 固定資産税額による附加基準表

定義	附加額
前年度分の固定資産課税額が4,000円以上である世帯	300円
前年度分の固定資産課税額が12,000円以上である世帯	500円
前年度分の固定資産課税額が30,000円以上である世帯	700円

(4) 減額徴収基準

C階層に限り同一世帯に2人以上入所児童がいる場合は2人目の児童から徴収金額の半額とする

◇へき地保育所◇

定義	徴収金
基準額(月額) 入所児童1人につき	2,300円
※ 4月分の保育料は5月、6月分に2分の1ずつ上乗せして徴収させていただきます。	

昭和49年5月1日

昭和49年5月1日

印紙税が変わりました

◇最近、車輌盗難がひんぱんに発生しております。

◇駐停車はもちろんのこと車庫内においても鍼をはずして、盗難に注意して下さい。

印紙税法の改正で、昭和四九年五月一日から印紙税額が変りました。

一般的な生活に直接関係のあるおもな改正点をお知り

せます。

金銭や有価証券の受取書

いままでは、一万円未満

上受取金額に関係なく受取

書通につき二十円の印紙

税額があつたものが、次

年に改正されました。

五百円以下のもの

三百円以下のもの

二百万円以下のもの

一百円以下のもの

五十円以下のもの

二十五円以下のもの

二十円以下のもの

十五円以下のもの

十円以下のもの

五円以下のもの

三円以下のもの

二円以下のもの

一円以下のもの

五円以下のもの

三円以下のもの

二円以下のもの

一円以下のもの

五円以下のもの

三円以下のもの

二円以下のもの

一円以下のもの

五円以下のもの

三円以下のもの

二円以下のもの

一円以下のもの

五円以下のもの

三円以下のもの

一円以下のもの

五円以下のもの

判

取

帳

五十円に改正。

一冊につき、四百円であ

ったものを手元に改正。

まちがいやすい印紙税

印紙について、まちが

いやすい例をあげてみまし

よ。

成者として収入印紙をは

なければならない

印紙をはらなければなりません。

印紙をしなかった場合には印

におたずね下さい。

紙税額と同額の過怠税(最

高額五百円)がかかります。

受け取った事実

を証明するものですから、

受取書としての收入印紙を

はならなければなりません。

印紙の三倍、または、消

す。

印紙をしなかった場合には印

におたずね下さい。

成る文書に、収入印紙をは

らなければなりません。

印紙をしなかった場合には印

におたずね下さい。

は、署名した人が手形の作

成者として

受け取った事実

を証明するもので

は、手形の作

を証明するもので

は、署名した人が手形の作

成者として

受け取った事実

を証明するもので

は、手形の作

を証明するもので

は、手形の作

を証明するもので

は、手形の作

を証明するもので

は、手形の